規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八六九円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九三〇	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一四〇円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき二四六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八五七	一キログラムにつき七五円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八一一	一キログラムにつき六二円

○経済産業省告示第百八十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

令和七年十二月二十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
二	株式会社青森みちのく銀行	青森県青森市橋本一丁目九番三十号
三	株式会社大東銀行	福島県郡山市中町十九番一号
四	株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目九番三十八号
五	株式会社福邦銀行	福井県福井市順化一丁目六番九号
六	米沢信用金庫	山形県米沢市大町五丁目四番地二十七号
七	盛岡信用金庫	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目四番六号
八	利根郡信用金庫	群馬県沼田市東原新町千五百四十番地
九	高岡信用金庫	富山県高岡市守山町六十八番地
十	金沢信用金庫	石川県金沢市南町一番一号
十一	東濃信用金庫	岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一
十二	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目六十番地
十三	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠六百八十七番地
十四	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十五	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目八番四十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和八年一月一日から同年六月三十日までとする。

○防衛省告示第二百七十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和七年十二月二十三日次のとおり決定された。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約五六〇、〇〇〇平方メートル 建物：約九、一〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設：として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十三日から同月二十五日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六七	北海道・千歳演習場	恵庭市	国有	土地：約九〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間　陸上自衛隊真駒内駐屯地及び陸上自衛隊真駒内弾薬庫の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用を受ける施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約二八、〇〇〇平方メートル 建物：約四、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間　陸上自衛隊真駒内駐屯地及び陸上自衛隊真駒内弾薬庫の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用を受ける施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地：約八一、〇〇〇平方メートル 建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間　陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用を受ける施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。